

普天間飛行場内の航空燃料流出事故に関する意見書

去る3月3日、米軍基地普天間飛行場内で、航空燃料流出事故が発生した。当初、流出量は800ガロンとの米軍報告であったが、その後の調査で約200ガロンであると訂正された。

米軍は燃料流出事故に関し、「燃料の補給中、計測器の誤作動によるもので、基地外への漏れは確認されていない」との報告だが、管理体制のズさんさを露呈し、未回収の燃料による環境汚染や水質汚染等の被害拡大が危惧される重大な事故として、到底容認できるものではない。

また、県及び市への報告が事故発生から、2日後と遅くなつたことや流出量を誤るなど事故後の通報体制等、あらためて米軍の危機管理意識の低さに不信感を抱くとともに、強い憤りを覚えるものである。

さらに、県や本市による詳細な土壤汚染調査などのため、3月13日に基地内立入調査を許可したもの、撮影やサンプル採取を禁じ、目視だけの調査方法に限定したことは誠に遺憾であり、市民の安全、生活環境を守る立場から決して看過できるものではない。

よって、本市議会は市民の生命、財産、平穏な生活を守る立場から普天間飛行場内の航空燃料流出事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 燃料流出事故について、徹底的に原因を究明するとともに汚染土壤調査等の結果を速やかに公表すること。
2. 事故に関する情報の伝達は速やかに行うこと。
3. あらゆる機器の整備・点検及び安全管理を厳重に行い、再発防止の徹底を図ること。
4. 基地周辺の地下水などの環境影響調査を継続して行うこと。
5. これまでの汚染物質流出事故の事実関係について公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

沖縄県宜野湾市議会

あて先： 内閣総理大臣／外務大臣／防衛大臣／沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省沖縄担当大使／沖縄防衛局長